## 試薬の使用済空容器等の処理について

試薬ご使用後の空容器等(ガラスビン・ポリビン・金属缶等の直接容器及びダンボールケース等の外装容器)の引き取りのご要請につきましては、(社)日本試薬協会の統一方針として、下記の理由によりお断りいたし、お客様が産業廃棄物として処理をしていただくようお願いしております。

なお、やむを得ぬ事情によりお引き取りする場合は、実費相当分をご負担いただきますよ うお願い申し上げます。

## 試薬は『容器包装リサイクル法』の対象ではありません。

試薬は当ホームページの『試薬とは』でご説明しておりますように、主に企業の研究所や 大学、試験検査所等で試験・研究を目的として使用されるもので、一般家庭で消費・廃棄 されるものではないため、『容器包装リサイクル法』の対象外となっております。

## 空容器等に有害性や危険性のある試薬が付着していることがあり危険です。

試薬には多数の毒物または劇物該当品があり、有害性や危険性についても十分な知見が得られていない物質が含まれております。

このため、洗浄済の空容器等でも、洗浄しきれず付着している薬品によって取り扱い中に 思わぬ事故を招く恐れがあります。

以上